

第26回 農地部定例会議事録

- 開催日時 令和8年7月27日 13時30分
- 開催場所 阿南市役所 602会議室
- 出席委員 湯浅部長・竹内副部長・岡部委員・中村委員・遠藤裕美委員・阪井委員・吉岡委員・岡久委員・遠藤義春委員・山本委員・井出委員・尾崎委員・西野委員
- 欠席委員 米山委員・南部委員・幸田委員・森委員・武市委員・仁尾委員
- 村田局長 欠席委員の報告及び、農業委員等に関する法律第27条第3項により会議の有効性を報告
- 事務局 議案の訂正がございます。
12から26ページ第7号議案農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について備考欄に再分配と記載している分につきましては、再配分の誤りです。
次に、同じく第7号議案ナンバー14につきましては、貸付人と借受人が反対になっておりました。
訂正しお詫び申し上げます。
- 湯浅部長 (部長挨拶)
それでは第26回農地部定例会を始めさせていただきます。
本日の議事録署名者は橘地区の岡部委員と那賀川地区の井出委員にお願いします。
それでは、本日の議事に入りたいと思います。
第1号議案 非農地証明願について
第2号議案 農地法の規定による第3条許可申請の取消について
第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
第5号議案 農地法第5条の規定による事業計画変更について
第6号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
第7号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について

議案については、それぞれ各地区で事前に審議されていると思いますので

ご報告をお願いします。それでは椿地区からお願いします。

岡部委員 それでは椿地区からご報告します。椿地区は7月22日に福井公民館にて福井地区、橘地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

 議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 以上、椿地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

湯浅部長 次に、福井地区をお願いします。

岡部委員 福井地区は議案ございません。

湯浅部長 次に、橘地区をお願いします。

岡部委員 橘地区は議案ございません。

湯浅部長 次に、新野地区をお願いします。

中村委員 それでは新野地区からご報告します。新野地区は7月23日に新野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

 議案書の3ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 以上、新野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

湯浅部長 次に、桑野地区をお願いします。

遠藤裕美委員 それでは桑野地区からご報告します。桑野地区は7月21日に桑野公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

 議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

 以上、桑野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしくをお願いします。

湯浅部長 次に、見能林地区をお願いします。

吉岡委員 それでは見能林地区からご報告します。見能林地区は7月24日に事務局にて富岡地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の2ページをお開きください。第2号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3から4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、見能林地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、富岡地区お願いします。

竹内副部長 それでは富岡地区からご報告します。富岡地区は7月24日に事務局にて見能林地区、宝田地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の9ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、富岡地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、宝田地区お願いします。

竹内副部長 宝田地区は議案ございません。

湯浅部長 次に、長生地区お願いします。

岡久委員 それでは長生地区からご報告します。長生地区は7月21日に事務局にて中野島地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の9から10ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、中野島地区お願いします。

遠藤義春委員 それでは中野島地区からご報告します。長生地区は7月21日に事務局にて長生地区と合同で地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10から11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、長生地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、大野地区お願いします。

山本委員 大野地区からご報告します。大野地区は7月17日に大野公民館上大野分館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の6ページをお開きください。第4号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の7ページをお開きください。第5号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、大野地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、加茂谷地区です。

加茂谷地区からご報告します。加茂谷地区は7月17日に加茂谷公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の4ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の11ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、加茂谷地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、那賀川地区お願いします。

井出委員 それでは那賀川地区からご報告します。那賀川地区は7月22日に那賀川

公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の1ページをお開きください。第1号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の3及び4から5ページをお開きください。第3号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の8ページをお開きください。第6号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

議案書の10及び11から26ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、那賀川地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。

湯浅部長 次に、羽ノ浦地区願います。

村田局長 次に、羽ノ浦地区よりご報告します。羽ノ浦地区は7月21日に羽ノ浦公民館にて地区部会を開き、議案の事前審査を行いました。その結果を報告させていただきます。

議案書の22、25及び26ページをお開きください。第7号議案「委員による朗読・説明」地区部会では、許可相当としました。

以上、羽ノ浦地区報告を終わります。本部会でのご審議よろしく願います。願います。

湯浅部長 それでは、各地区からご報告いただきましたが、事務局から、第2号議案と第5号議案と第7号議案について報告があるようなので、説明を願います。

事務局 失礼いたしました。

まず、2ページ、第2号議案、農地法に規定による許可申請の第3条の取消について、ナンバー1についてですが、金銭面で取り消したいという理由で取消をすると申出がありました。

次に、7ページ 第5号議案、農地法第5条の規定による事業計画変更について、ナンバー1と2についてです。こちらは同一案件でございます。主に分譲区画数を6から5に減らすことにより、水道の引き込み線も6から5に減らします。

次に、9ページから10ページ、第7号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について、ナンバー7から9についてですが、こちらは、所有者不明農地でございます。正確には、相続

人がわからない案件です。

そこで、相続人調査を事務局で行い、該当しそうな人物に、簡易書留で通知しましたが、一切連絡が無く、昨年度に公告を行いました。連絡はありませんでした。このことを中間管理機構及び、徳島県に通知、公告し、5月に農業会議常設審議委員会の承認をいただき、6月中に借受人予定者が法務局へ今回の賃借期間の5年分の賃料を一括して供託しました。なお、賃料については周辺で圃場整備をしており、その圃場整備で賃借した場合の金額と同一にしています。

今回の議案が通った場合、賃借人に5年間の利用権が付与されます。

もしも、この賃借期間内に相続人が所有権を主張した場合、この供託金から賃借料を支払う予定です。

この案件の発端は賃借人が賃料を支払いたいが、支払う先が無いと地元農業委員・推進委員へ相談があり、地元で「勝手に耕作し利益を出している」と後ろ指を指されることが嫌であるので、正式な手続きをしたいと申出があったからです。なお、このケースが徳島県最初の事例となります。

最後に、同議案、12ページから26ページにかけて、ナンバー15から66については苅屋芳崎地区の圃場整備と黒地地区の圃場整備事業によるものです。

なお、土地所有者と借受人が同一となっている分もございます。通常は不可能ですが、今回は圃場整備による賃借の再配分となっておりますので、特例的に可能です。

圃場整備完了後、新地番を設定した際に、現地番及び仮地番を廃し所有者及び借受人の農家台帳の訂正を行う予定です。

以上でございます。ご審議の程よろしくお願い申し上げます。

湯浅部長 それでは、ご意見、ご質問がありましたら発言願います。

尾崎委員 第7号議案の羽ノ浦地区の案件は、黒地地区の圃場整備の案件ですか。

事務局 お見込みのとおりです。

阪井委員 第4号議案ナンバー1について備考欄に実測面積55㎡と記載しているが、これは何か。

事務局 この地番の実測面積は141㎡であり、転用実測面積は55㎡です。しかしながら、登記面積が49㎡である。残った畑の面積を49引く55をするとマイナスになるので、便宜上申請登記面積は按分した、19㎡としています。

岡部委員 先程説明のあった、第7号議案ナンバー7から9だが、所有者は判明しなかったのか。

事務局 こちらは、未相続物件となっております。また、相続財産管理人を設定されていません。

岡部委員 前回の新野地区の農地法第3条の相続財産清算人がある案件とはどう違うのか。

事務局 前は清算人さんがいる案件で、今回はいない案件です。

西野委員 相続財産清算人がつく場合は、相続人が一人もない場合です。今回の場合は、相続人はいるが、相続の話しをしてくれない場合で、借受人が話しを持っていく先がなくどうしようもなく、相続財産清算人をたてる案件ではないです。

吉岡委員 話しは変わりますが、令和6年度から、相続登記をしなかった場合、罰則規定ができましたが、今回の場合は誰に罰がいくのか。

事務局 今回通知した人になるかと。

西野委員 戸籍を辿って、行き着いた人になる。

湯浅部長 それでは他に、意見もないようですから、採決に入りたいと思います。全ての案件の第1号議案から第7号議案について一括して承認してよろしいか。

一同 異議なし

湯浅部長 はい、それでは、ただいまの審議結果を事務局より報告してもらいます。

村田局長 報告します。第26回農地部定例会の内、第1号議案から第7号議案については、全て承認です。

湯浅部長 ただいま事務局より報告のあったとおり決定してよろしいか。

一同 異議なし

湯浅部長 それでは、報告のあったとおり決定します。

湯浅部長 以上で議案審議は終了します。次に、議案外その他に入りますが何かございますか。

 (特になし)

湯浅部長 はい、他にはないようですので、事務局から事務連絡がありましたらお願いします。

事務局 (農業者年金及び情報セキュリティ研修について)

湯浅部長 ほかにございませんか。

 (意見なし)

湯浅部長 以上をもちまして、第26回農地部定例会を閉会いたします。次回は、8月25日で予定いたしております。本日はご苦労さまでした。

閉 会